

令和 7 年 4 月 1 6 日

南相馬市農業委員会
4 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和 7 年 4 月 1 6 日(水) 午後 1 時 4 5 分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2 階会議室

1 . 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	早瀬川 秀 一	出	1 1	井 上 純 子	出
2	西 山 健 司	出	1 2	杉 本 正 宏	出
3	横 山 仁	出	1 3	濱 田 賢 次	欠
4	根 本 剛 実	出	1 4	清 信 眞 一	出
5	桑 折 一 洋	出	1 5	今 野 秀 幸	出
6	水 谷 隆	出	1 6	濱 名 弘 幸	出
7	遠 藤 一 郎	出	1 7	半 谷 眞知子	出
8	前 田 一 郎	出	1 8	塚 野 邦 好	出
9	荒 利 敬	出	1 9	今 野 由 喜	出
1 0	鎌 田 宣 義	出			

2 . 出席農地利用最適化推進委員

原町区 木幡 栄

鹿島区 鈴木 清教

3 . 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹

次 長 大坪 勇彦

主 査 林 雄司

主 査 宮本 達男

副主査 米本 一樹

農地集積課

係 長 但野 典康

主 査 遠藤 昌治

主 査 江口 秀則

主 事 増田 知洋

4 . 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 14 号	専決処分の報告について
日程第 4	報告第 15 号	農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 5	報告第 16 号	時効取得による所有権移転について
日程第 6	報告第 17 号	違反転用事案の報告について
日程第 7	議案第 38 号	南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
日程第 8	議案第 39 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について (市許可分)
日程第 9	議案第 40 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請につい て(市許可分)
日程第 10	議案第 41 号	農用地利用集積等促進計画の決定について
日程第 11	議案第 42 号	農用地利用規程の認定に係る意見について
日程第 12	議案第 43 号	農用地利用規程の変更に係る意見について
日程第 13	議案第 44 号	農用地利用規程の変更に係る意見について
日程第 14	議案第 45 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 15	議案第 46 号	農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請につい て
日程第 16	議案第 47 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について(市許可分)
日程第 17	議案第 48 号	現況確認証明申請について
日程第 18	議案第 49 号	令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について

５．会議の概要

（開会 午後１時４５分）

議 長 只今より、令和７年４月定例総会を開会いたします。改選後初めての議案の審議になりますが、慎重審議をよろしく願いをいたします。欠席通告者は、１３番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第５条により定足数に達しております。

議 長 日程第１、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第２４条第２項の規定により、議席番号２番委員、５番委員、６番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第２、「諸般の報告」を行います。去る４月８日、原町生涯学習センターにおいて、農地利用最適化推進委員３１名の委嘱状交付式及び、農業委員と同様に推進委員向けの業務説明会を開催いたしました。説明会では、事務局から推進委員の役割と活動内容、農業委員と連携した取り組みについて説明いただき、福島県農業振興公社の職員からは、農地中間管理事業いわゆる農地バンクの概要などについて、説明をいただきました。地区代表の選出では、各区１名が代表に選任をされました。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第３、報告第１４号「専決処分の報告について」を議題といたします。専決第５号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 専決第５号について説明いたします。議案書の３ページから４ページになります。この内容ですが、農地の贈与を受けた場合に一定の要件を満たす場合、納める税金を待ってもらい、具体的には不動産取得税の徴収の猶予が行われるという制度がございます。この制度は、一定期間ごとに延長することができます。延長する際に、当初と比べて納税猶予を受けている農地が２０パーセント以上、譲渡や転用などしていないことの証明が必要となります。その証明を交付したことの報告となります。不動産取得税徴収猶予制度の特例の適用を引き続き受けようとする方に対して、農業経営継続証明書を交付した事案が１件ございました。詳細につきましては記載のとおりでございます。令和７年３月２５日付けの専決であります。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第４、報告第１５号「農地法第１８条第６項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第１５号について説明いたします。議案書の５ページになります。内容でございますが、農地の賃貸借は農業委員会の許可を受ける必要がありますが、貸借期間中に契約を解約した場合は、農業委員会へ届出を行う必要があります。本件は、解約届があったものの報告であります。いずれも農業振興公社を仲介した転賃の案件となります。今回４件の案件がございますが、いずれも双方合意による解約ですので、県知事の許可を必要としないものとして手続いたしましたことを報告します。詳細につきましては記載のとおりであります。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第５、報告第１６号「時効取得による所有権移転について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第１６号について説明いたします。議案書の６ページから８ページになります。今回、法務局から時効取得を原因とする所有権移転登記の申請に関する通知がありましたので、報告をいたします。なお、時効取得を原因とする所有権移転登記につきましては、民法第１６２条に、２０年間所有の意思を持って平穩かつ公然と他人のものを占有した者は、その所有権を取得するという条文がございますが、この規定によりまして、農地法の規制の対象外でありまして、農業委員会の許可は不要な案件でございます。詳細につきましては、資料記載のとおりであります。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 6、報告第 17 号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第 17 号についてご説明をいたします。議案書の 9 ページ、整理番号 1 番につきまして、当事者の住所氏名、違反転用地の所在、発生年月日は記載のとおりとなっております。整理番号 1 番につきましては、相続により当該農地を取得したものでございますが、既に駐車場の様相となっており、そのまま使用し続けていたものでございます。今般、当該農地を譲り受ける者が貸駐車場として使用をしていることから、農地の転用許可を受けて、違反転用状態を是正するものとなっております。なお、この案件につきましては、後の議案第 39 号におきまして、違反転用の追認許可を受けるものとなっております。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 7、議案第 38 号「南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 38 号についてご説明をいたします。議案書の 10 ページから 14 ページ及び事前にお配りしております別冊の資料のとおりでございます。南相馬市が農業振興地域の整備に関する法律施行令第 13 条第 1 項の規定に基づき、農業振興地域を変更することから、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。内容につきましては、担当課であります農地集積課担当職員よりご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 38 号についてご説明いたします。議案書は 10 ページから 14 ページになります。変更箇所の農用地区域図を添付しております。この度の案件につきましては、南相馬市全地区において、平成 29 年度に農業振興地域整備計画の総合見直しを実施いたしました。その後、農業振興地域内の対象地に相違が判明し、修正が必要になったことから、委員会の意見を求めるものでございます。また、今回の案件と同様に、他にも修正が必要な農地が複数あることから、次回の総会以降も意見を求めさせていただく予定でございます。資料として提出させて

いただきました変更箇所の農用地区域図でございますが、次回以降につきまして
は変更箇所が多数になることから、省略させていただくことをご了承いただき
たいと思います。補足として、次回以降の変更箇所の筆数が多数になる理由とし
ては、現在完結している圃場整備地区が複数箇所あり、現在の農振青地登録は従
前地の地番であるため除外し、換地後の新地番を編入する必要があるためござ
います。今回の申請の対象地は、原町区内の34筆で33,682平方メートルに
なります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第39号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可
申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第39号についてご説明をいたします。議案書の15ページから16ペ
ージ、申請番号1番から3番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請
人、転用目的は記載のとおりでございます。いずれの案件とも、第3種農地を転
用するものでございます。先ず、申請番号1番につきましては、鹿島区の農地を
建売住宅用地及び進入路として使用するための転用申請となっております。

 続きまして、申請番号2番につきましては、原町区上渋佐地内にある農地を農
家住宅用地、駐車場、貸駐車場として使用するための転用申請となっております。

 続きまして、申請番号3番につきましては、原町区東町の小面積の農地を貸駐
車場として使用するための転用申請となっております。なお、申請番号3番につ
きましては、先ほどの報告第17号整理番号1番で報告いたしましたとおり、違
反転用の追認許可を受けるものとなっております。以上でございます。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番に
ついて、5番委員。

5番委員 議案第39号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。去る4月1
1日午後3時50分頃、代理人行政書士立ち会いのもと、16番委員とともに現
地調査を行いました。現地案内図は1ページです。申請事由は記載のとおりです。
調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士に聞き取りを行いました。現地調査
を行った結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様の

ご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 2 番について、9 番委員。

9 番委員 議案第 39 号申請番号 2 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 2 ページとなります。申請内容は記載のとおりです。去る 4 月 9 日午後 5 時 30 分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の、調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 続きまして、申請番号 3 番について、3 番委員。

3 番委員 議案第 39 号申請番号 3 番について現地調査の報告をいたします。この案件は、報告第 17 号整理番号 1 番の関連案件です。申請内容は記載のとおりです。現地案内図は 3 ページになります。去る 4 月 12 日午後 2 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、18 番委員とともに現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 9、議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 40 号についてご説明をいたします。議案書の 17 ページ、申請番号 1 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。原町区深野地区の畑 6 筆、第 1 種農地になりますが、土砂置場、資材置場、駐車場として一時的に使用するための転用申請となっております。一時転用でございますが、許可日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間となっております。期間が満了する前に農地に復元し、地権者に農地をお返しの申請と

なります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、10 番委員。

10 番委員 議案第 40 号申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 4 ページとなります。去る 4 月 11 日午後 1 時 30 分より、代理人である行政書士立ち合いのもと、17 番委員とともに現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 10、議案第 41 号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件が複数ありまして、該当案件ごとに審議いたします。円滑な議事の進行にご協力をお願いいたします。先ず、「2. 利用権設定関係」の整理番号 14 番を審議いたします。農業委員会法第 31 条の規定により、10 番委員には、この間退席をお願いします。暫時休議をいたします。

（休議）

議 長 再開します。事務局から、整理番号 14 番の説明を求めます。

事務局 議案第 41 号整理番号 14 番についてご説明いたします。議案書の 21 ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるに当たり、福島復興再生特別措置法第 17 条の 28 第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課の担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案書 21 ページ、整理番号 14 番でございますが、こちらは原町区の石神地区における、福島県農業振興公社との契約に係る調整でございます。賃借料につきましては、農地所有者と耕作者との申し合わせで決まった金額でございます。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。10 番委員の復席を許します。暫時休議いたします。

（休議）

議 長 再開します。次に、整理番号 135 番を審議いたします。同じく、6 番委員にはこの間退席を願います。暫時休議いたします。

（休議）

議 長 再開します。事務局から、整理番号 135 番の説明を求めます。

事務局 議案第 41 号整理番号 135 番についてご説明いたします。議案書の 33 ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるに当たり、福島復興再生特別措置法第 17 条の 28 第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課の担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案書 33 ページの整理番号 135 番ですが、その前の整理番号 134 番が最終的に契約まで至りませんでした。このことから、134 番が削除となり、これに伴いまして、135 番の筆数が 123 筆、面積が 630,536 平方メートルに修正となります。この案件は、小高区の飯崎地区における福島県農業振興公社との契約に係る調整です。賃借料につきましては、地元の営農改善組合で決まった金額でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。6 番委員の復席を許します。暫時休議いたします。

（休議）

議 長 再開します。それでは、残り全部について審議いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 4 1 号の残り全てについてご説明いたします。議案書の 1 9 ページから 4 0 ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるに当たり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条 3 項の規定、及び福島復興再生特別措置法第 1 7 条の 2 8 第 3 項の規定にそれぞれ基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案については、担当課であります農地集積課の担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 残り全てについて説明申し上げます。議案書の 1 9 ページにつきましては、鹿島区の農用地利用に係る、福島県農業振興公社との調整になっております。

続きまして、2 0 ページから 4 0 ページの議案につきましては、主に原町区の北原地区、石神地区、それから小高区の飯崎地区、片草地区における、福島県農業振興公社との契約調整でございます。なお、原町区の北原地区、石神地区は圃場整備地区外の一般地区でございますが、賃借料については、農地所有者と耕作者の申し合わせで決まった金額であり、小高区の飯崎、片草につきましては、地元の営農改善組合で決まった賃借料となっております。ご審議方よろしく願います。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 1、議案第 4 2 号「農用地利用規程の認定に係る意見について」

を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第42号についてご説明いたします。議案書の41ページから52ページになります。市が農用地利用規程を認定するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課の職員からご説明申し上げます。以上です。

議長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第42号についてご説明申し上げます。議案書の41ページから52ページになります。本年の1月に鹿島区上栃窪地内において、営農改善組合が設立となりました。農用地利用規程を作成しましたので、その認定に当たり、審議を求めるものです。農用地利用規程の内容については、議案書44ページから47ページをご覧ください。当該規程は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な措置を講じることにより、上栃窪地区の農業経営と生活環境の改善を目的としています。第2条に、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的事項について、具体的に三つの取り組みを示しております。第4条から第14条では、第2条で示した取り組みの内容及び具体的な実行方策について記載しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第12、議案第43号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当がありますので、農業委員会法第31条の規定により、5番委員には、この間退席を願います。暫時休議をいたします。

（休議）

議長 再開します。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第43号についてご説明いたします。議案書の53ページから61ページ

になります。市が農用地利用規程を変更するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課の職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次は、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第43号についてご説明申し上げます。議案書の53ページから61ページになります。鹿島区の右田海老地区内におきまして、担い手の見直しによる農用地利用規程の一部を改正することについて、審議を求めるものでございます。農用地利用規程の変更内容については、59ページから60ページになります。ご審議のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

15番委員 令和6年度の右田海老営農改善組合の利用関係の改善について、改正後の部分でお尋ねいたします。担い手の1名について、26.1ヘクタールの経営面積が0になりました。この26.1ヘクタールの数字はどこに行ってしまったのでしょうか。

農地集積課 この部分につきましては、促進計画からは外れますが、耕作自体はやめるものではなく、促進計画から外れた状態で引き続き担い手が耕作を続けるということでございます。ただ、一部につきましては、この担い手以外の方が耕作する部分も出てくる予定でございます。

15番委員 はい、分かりました。あともう一つよろしいですか。この営農改善組合の変更議案ですが、今後、農業委員会の議案として上程する場合に、担い手分布図も資料として添付していただきたいので、要望させていただきます。

農地集積課 要望として承りました。

議 長 それでは、農地集積課においてご対応願います。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。5番委員の復席を許します。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開します。次に、日程第 1 3、議案第 4 4 号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 4 4 号についてご説明いたします。議案書の 6 2 ページから 7 1 ページになります。市が農用地利用規程を変更するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 4 条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課の職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 4 4 号についてご説明申し上げます。議案書の 6 2 ページから 7 1 ページになります。小高区小屋木地区におきまして、担い手の調整に伴う農用地利用規程の一部を改正することについて、審議を求めるものでございます。農用地利用規程の変更内容につきましては、6 7 ページになります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 4、議案第 4 5 号「農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 4 5 号についてご説明いたします。議案書の 7 2 ページから 7 6 ページになります。本件は農地の売買や無償贈与での移転等によりまして、所有権を別の者に移すという許可申請の審査となります。申請番号 1 番から 1 1 番について、詳細は記載のとおりであります。各調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告があったところです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 15、議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に申請番号 3 番から 6 番までの 4 件を審議いたします。それでは、農業委員会法第 31 条の規定により、18 番委員にはこの間退席を願います。暫時休議をいたします。

（休議）

議 長 再開します。事務局から申請番号 3 番から 6 番までの説明を求めます。

事務局 議案第 46 号申請番号 3 番から 6 番について説明申し上げます。議案書の 77 ページから 79 ページになります。本件は農地を借りて耕作することの許可申請の審査となります。賃料がない場合は使用貸借権の設定となり、賃料がある場合は賃借権の設定となります。今回は賃借権の設定となります。3 番から 6 番について、調査担当委員からは許可要件を満たしているとの報告がありました。以上であります。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。18 番委員の復席を許します。暫時休議いたします。

（休議）

議 長 再開します。それでは残り全部について審議いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第４６号について、残りの申請番号１番、２番、７番について説明いたします。議案書の７７ページから７９ページになります。調査担当委員からは、これら案件については許可要件を満たしているとの報告があったところでございます。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第１６、議案第４７号「農地法第４条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第４７号についてご説明いたします。議案書の８０ページになります。本件は農地の権利移動を伴わない、農地所有者が行う転用案件となっております。申請番号１番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号１番について、管理する農地付近に農業用倉庫を建築するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、申請番号１番について、現地調査委員を代表しまして、１１番委員から報告を願います。

１１番委員 議案第４７号申請番号１番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は５ページになります。去る４月１０日午後３時頃より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 17、議案第 48 号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 48 号についてご説明いたします。議案書の 81 ページから 82 ページになります。本件は、既に原野、山林化している農地への非農地証明を交付するものになっております。申請番号 1 番から 7 番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。申請番号 4 番を農地、それ以外の申請地全てを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 1 番から 7 番について、現地調査委員を代表しまして、16 番委員から報告を願います。

16 番委員 議案第 48 号の現地調査を報告いたします。去る 4 月 7 日午後 1 時より、農業委員 1 名、農地利用最適化推進委員 2 名、事務局 1 名の計 4 名で現地調査を行いました。先ず、申請番号 1 番ですが、現地案内図は 6 ページです。現地は雑木が生い茂っていたため、非農地と判断いたしました。

 次に、申請番号 2 番ですが、現地案内図は 7 ページです。現地は傾斜地の上、雑木が生い茂っているため、非農地と判断いたしました。

 次に、申請番号 3 番ですが、現地案内図は 8 ページです。現地は進入路がなく、雑木が生い茂っていたため、非農地と判断いたしました。

 次に、申請番号 4 番ですが、現地案内図は 9 ページです。現地は除草が行われ管理されていたため、農地と判断いたしました。申請書に添付の写真と現地の状況が違っていることを確認しております。

 次に、申請番号 5 番ですが、現地案内図は 10 ページです。現地は雑木が生い茂っていたため、非農地と判断いたしました。

 次に、申請番号 6 番ですが、現地案内図は 11 ページです。121 番 1 と 178 番 1 は狭小面積で除草管理されておりますが、トラクターが入れない状況でありますので、非農地として判断いたしました。残りの 4 筆につきましては、雑木が生い茂っていたため、非農地と判断いたしました。

 最後に、申請番号 7 番ですが、現地案内図は 12 ページのとおりであります。

現地は雑木が生い茂っていたため、非農地と判定いたしました。以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 18、議案第 49 号「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 49 号についてご説明いたします。議案書の 84 ページから 86 ページでございます。議案につきましては、農業委員会等に関する法律の規定によりまして、令和 4 年度から毎年度、農地等の利用の最適化活動の目標を設定しております。最適化活動の実施状況及び目標の達成状況につきまして、点検、評価を行いまして、結果を公表するとともに、県知事に報告することとされましたことから、議案書に記載のとおり、目標の設定等について提案するものでございます。資料の部分で主な取り組み目標の内容につきまして、ご説明申し上げます。議案書の 85 ページの中段でございます。(2)遊休農地の解消でございますが、この表の中に、直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況としまして、1 号遊休農地は 1,602 ヘクタールとなっております。なお、解消目標面積でございますが、令和 3 年度の遊休農地面積の 5 分の 1 を記入することとなっております、昨年同様 383 ヘクタールとしております。また、主な項目のもう一つとしまして、議案書 86 ページをご覧いただきたいと思います。86 ページの中段でございます。最適化活動の活動目標でございますが、1 人当たりの活動日数といたしまして、1 か月当たり 6 日で設定しておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。その他、記載のとおりとなります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告 4 件、及び議案 12 件、合わせて 16 件の

審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の４月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変お疲れ様でございました。

(閉会 午後２時４７分)

南相馬市農業委員会会議規則第２４条第１項及び第２項の規定により署名する。

令和７年５月１６日

議事録署名人(２番・ニシヤマ タケシ)

議事録署名人(５番・コオリ カズヒロ)

議事録署名人(６番・ミズガイ タカシ)
